

竹島の日

TAKESHIMA

条例制定10周年記念誌



島根県知事ごあいさつ

竹島の日 10周年を迎えて



島根県知事 溝口 善兵衛

平成 17（2005）年3月 16 日、島根県議会において「竹島の日を定める条例」が可決され、平成 27（2015）年2月 22 日で10回目の「竹島の日」を迎えることとなりました。

これまで、竹島問題の解決に向け、多くの皆様方にご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、県では、条例制定後の県内外の動き、県の取り組みなどを取りまとめ、『竹島の日 10周年記念誌』を発刊することといたしました。

領土問題は国家間の問題であり、竹島問題は日韓両国の外交努力により平和的に解決しなければならないものであります。

県は長年にわたり、国に対して、竹島の領土権の確立のため、外交努力の必要性を訴えてまいりましたが、何ら進展が見えない状況が続いておりました。

こうした中、「竹島の日を定める条例」は、国民世論を喚起し、国の取り組みを促したいという、県民の切なる願いにより制定されたものであります。

条例制定後、県では、県議会や関係団体と連携しながら、国への働きかけを強め、国民・県民への啓発活動、調査研究、学校教育など様々な活動を行ってまいりました。

この活動により、学校教科書における竹島の取り扱いなどに一定の進展はありましたが、竹島問題について日韓政府間で話し合いが行われるような状況には、とても至りませんでした。

こうした中で、平成 24（2012）年8月、韓国大統領が初めて竹島に上陸し、それが政府の対応に一定の変化をもたらす転機となりました。

政府は、50 年ぶりに国際司法裁判所提訴も視野に入れた動きを始められ、また、領土担当大臣を新たに設け、竹島も含め領土に係る問題を所管する組織「領土・主権対策企画調整室」が内閣官房に設置されました。そして、地元島根県で開催する「竹島の日」式典に政府代表が出席されるようになり、領土に関する教育も充実してきました。

こうして、政府において、竹島問題を国全体の問題として本格的に取り組む動きとなりつつあり、竹島問題をめぐる活動は、新しい局面を迎えております。

こうした状況の中、県では、国に対して、韓国との外交交渉の新たな展開、国民世論の啓発や国際社会への情報発信など、積極的な取り組みを具体的に展開するよう強く求めていきます。

また、県自らも、国の動きを後押しできるよう、啓発活動や調査研究をさらに進めていきます。

他方、条例制定以降、島根県の姉妹提携先である韓国慶尚北道との自治体間交流は、中断されたままとなっております。

県では当初から、自治体間の交流は領土問題と切り離して進めていくべきであると考えており、今後とも幅広い分野で日韓間の交流を呼びかけていく考えであります。

竹島問題の解決のためには、政府間での話し合いが不可欠であります。そのためには、国民の皆様の理解と关心、そして支持を必要とします。

島根県といたしましては、竹島領土権確立に向け粘り強く努力してまいりますので、引き続き、皆様方の力強いご支援とご協力をお願い申し上げます。

平成 27（2015）年 2 月

竹島の日を定める条例

平成17年3月25日 島根県条例第36号

(趣旨)

第1条 県民、市町村及び県が一体となって、竹島の領土権の早期確立を目指した運動を推進し、竹島問題についての国民世論の啓発を図るため、竹島の日を定める。

(竹島の日)

第2条 竹島の日は、2月22日とする。

(県の責務)

第3条 県は、竹島の日の趣旨にふさわしい取組を推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

目次

島根県知事ごあいさつ	1
竹島の日を定める条例	2
竹島とは	3
不法占拠される竹島	5
領土権確立へ地元の機運	5
「竹島の日」条例制定	6
竹島問題研究会の発足	6
韓国大統領の竹島上陸	7
高まる批判	7
動き出した政府	8
竹島の現状	9
日本国内で高まる関心	9
初の東京集会	11
竹島問題研究会の取り組みと成果	12
広がる竹島に関する学習	14
次世代への継承	15
下條正男氏（竹島問題研究会座長）寄稿	16
関係者の思い	
原 成充氏、濱田 利長氏	17
諏訪邊泰敬氏、村木 隆夫氏	18
新藤義孝氏（日本の領土を守るために行動する議員連盟会長）にインタビュー	19
松田和久氏（竹島領土権確立隠岐期成同盟会会长）寄稿	20
竹島・北方領土返還要求運動	
島根県民会議会長ごあいさつ	21
竹島関連年表（20世紀以降）	22



出雲港に設置されている広告塔

竹島とは

竹島は北緯37度14分、東経131度52分の日本海に位置する島です。住所は「島根県隠岐郡隠岐の島町竹島官有無番地」、土地は日本国所有です。島は西島（男島）と東島（女島）に分かれ、周囲にある約40の岩礁も含まれます。面積は0.20平方キロメートルと、東京ドーム5倍ほどの大きさです。隠岐から竹島までは約158キロ、鬱陵島から竹島までは約88キロの距離にあります。

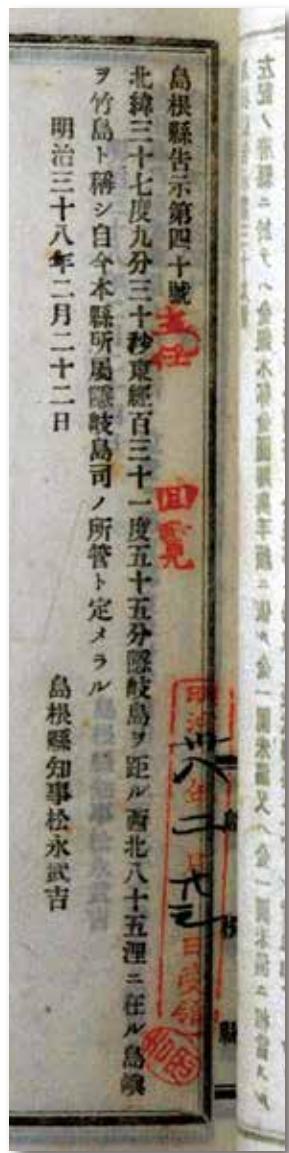
冬になると、日本海特有の冷たく強い季節風が吹き、樹木も育たず、人が住むのは困難な地勢ですが、周辺の海域はアワビやサザエ、ワカメといった海産物の宝

庫として古くから日本の漁師が漁場としていました。江戸時代の1618年（1625年の説もある）に幕府から漁業やアシカ猟の操業のため鬱陵島へ渡海する許可を得た伯耆国・鳥取藩の町人、大谷家と村川家は、鬱陵島に向かう途中で竹島に立ち寄り、アシカ猟をしていたことが、古文書や絵図によって証明されています。

明治時代には、日本政府は竹島の領土編入を閣議決定し、これを受けて島根県は、島根県隠岐の管轄になったことを正式に告示しました。

しかし、現在の竹島は大韓民国が不法な実力支配を続けています。

江戸時代から日本の領土として認識



竹島をめぐり、現在も朝鮮半島の2国が領有権を主張する根拠の一つにしている事象に江戸時代の「元禄竹島一件」が挙げられます。

1692（元禄5）年に鬱陵島で操業していた村川家は、無人であると確認されていた島で朝鮮人たちに遭遇します。1693（元禄6）年、大谷家が鬱陵島で操業した際も、複数の朝鮮人がいました。朝鮮人たちは島に置いてあった日本船を勝手に乗り回すなどしていたため、このうち2人を日本へ連行しました。安龍福（あんりゅうふく、アンヨンボク）と名乗る男は日本語を理解しており、鳥取藩が事情聴取をしました。その後、幕府は2人を長崎と対馬を経由して帰国させるよう指示し、対馬藩には鬱陵島の

領有権について朝鮮と交渉するよう求めました。鬱陵島について交渉がまとまらないことから、1696（元禄9）年1月、鬱陵島への渡海を禁止しました。

安龍福は同年5月、再び仲間10人と船で隠岐に漂着しました。鳥取藩へ移されましたら、渡航の目的がはっきりしないため、乗ってきた船で帰国させられました。

帰国後、朝鮮の役人に取り調べを受けた安龍福は「竹島に住んでいた日本人を見つけた」と主張します。日本人を追い掛けて隠岐へ漂着し、「鬱陵島と竹島は朝鮮のものと認めた関白の書契を1693年にもらった」としています。しかし、書契の存在や関白との面会の事実ではなく、安龍福の極めて信憑性の薄い証言を韓国側は領有権の根拠にしています。

竹島での漁獵

明治時代に入ると、竹島での漁獵は隠岐諸島に住む人たちが中心となって組織的に行われるようになります。

中でも当時の五箇村（現隠岐の島町）の北西部にある久見地区は漁獵に向かう拠点となりました。久見の漁師、石橋松太郎（1863～1941年）が率いた漁獵グループが、竹島でのアシカ猟で当時、高額な利益を上げていた記録が島根県内に残されています。

鳥取県出身で隠岐在住の実業家、中井養三郎（1864～1934年）も竹島のアシカ猟に興味を持ち、実際に竹島で操業することで、商機を確信しました。

一方、竹島には日本各地から漁師が集まるようになっていたため、水産資源の枯渇を懸念した中井は、政

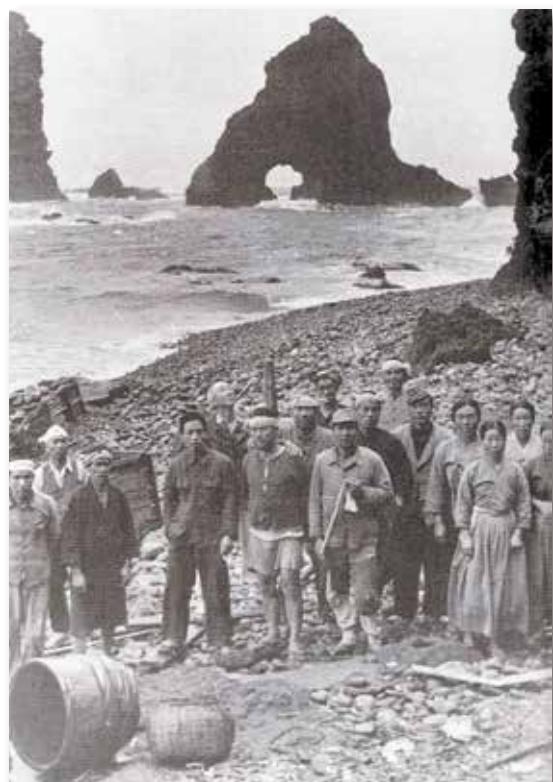
府に日本領土の確認と漁業権を与えるよう申し出ます。政府は他国が自分の領土と主張せず、外国による漁獵の実態がないことを確認した上で、1905（明治 38）年 1 月 28 日、竹島の領土編入と島根県隱岐島司の所管とすることを閣議決定しました。

政府の閣議決定を受け、島根県の松永武吉知事は同年 2 月 22 日に「竹島」が、隱岐島司の所管になったと告示しました。

同じ年に中井は島根県からアシカ猟の許可を受けて竹島漁獵合資会社を設立し、久見地区などに住む漁師らと共に組織的なアシカ猟を営み、利益を上げました。

韓国は、竹島の領土編入が日露戦争（1904～05 年）と時期が重なることや、後の韓国併合（1910 年）と結び付け、この領土編入が「朝鮮侵略の第一歩」という歴史観を国民に周知しています。また、日本の軍国主義が背景にあったと強調していますが、事実ではなく、領土編入は安全な操業と資源保護が大きな目的でした。

竹島での漁獵は昭和に入っても続けられましたが、第二次世界大戦の戦況悪化で中断しました。



1935年ごろ、竹島へ渡ったアシカ猟の一団



1935年ごろ竹島で生きたアシカを木の檻に入れる漁師

強引な線引き

終戦後の 1946（昭和 21）年 1 月、連合国軍最高司令官総司令部（G H Q）は竹島に対して行政権を停止する指令を出します。同年 6 月には日本の船舶が竹島周辺に近づいてはならないとする「マッカーサーライン」が引かれます。

韓国は、米国が竹島を日本領土から除外したとする主張を繰り返しています。しかし、いずれの指令にも「日本の領土に関する連合国軍の最終決定ではない」と明記があり、サンフランシスコ平和条約（1951 年 9 月 8 日調印、1952 年 4 月 28 日発効）の草案作成過程で米国は、日本が放棄する島に竹島を入れよう求めた韓国に対し、「竹島は 1905 年ごろから島根県隱岐支庁の管轄下にあり、これまで朝鮮領土として扱われたことはなく、領土主張がなされたとも思わない」（ラスク書簡）と韓国側に回答し、日本の領土と認めています。

サンフランシスコ平和条約が発効する直前の 1952 年 1 月 18 日、韓国は「隣接海洋に対する主権に関する宣言」

（李承晩ライン）を設定し、竹島を含む広大な水域の漁業管轄権を一方的に主張しました。周辺海域で操業する日本漁船の拿捕を強化しました。1947～65 年までに拿捕された日本漁船は 325 隻、抑留された人は 3890 人にのぼり、死者 8 人を出しています。



不法占拠される竹島

李承晩ラインの設定で、竹島の周辺海域から日本の船舶を排除した韓国は実力支配を強めていきました。1954（昭和29）年8月には無人灯台を設置し、9月以降沿岸警備隊の駐留部隊を派遣しました。

この時期に竹島へ近づいた海上保安庁の巡視船が銃撃される事件も発生しています。紛争を平和的に解決しようと日本政府は同年9月、初めて韓国政府に対し国際司法裁判所（I C J）への付託を提案しましたが、韓国政府はこれを拒否します。

1962（昭和37）年、日韓国交正常化に向けた交渉の中でも日本が I C J へ提訴し、韓国も応訴するように求めましたが、韓国側は拒否し、竹島問題の決着がつかないまま1965（昭和40）年6月に両国は日韓基本条

約、日韓漁業協定を調印しました。

1998（平成10）年には新日韓漁業協定が結ばれ、日本海には両国の漁船が操業できる暫定水域が設定されました。ただ、竹島の周辺12海里（約22キロ）は韓国海洋警察が領海とみなして厳しい警備体制を敷き、日本の漁船は近づけないままとなっています。

また、暫定水域内も韓国漁船による乱獲やルール違反の操業で日本漁船はトラブルに見舞われることがあり、日本の漁船はほとんど漁ができるのが現状です。

韓国は実力支配を強めるために警備隊の宿舎や漁民の住宅、通信施設やヘリポート、護岸整備を進めています。なお、昭和初期まで竹島に大群がいたニホンアシカは、現在絶滅したとみられています。



東島にある韓国の施設（2008年撮影）

領土権確立へ地元の機運

島根県では、こうした不条理な実力支配をやめさせようと、県議会が1953（昭和28）年に「竹島の領土権確保」の緊急決議を全会一致で可決しました。その後、県は現在まで国に対して竹島の領土権確立と安全操業の確保を再三にわたって要望してきました。

1987（昭和62）年には、官民で組織する「竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議」が設立されました。また、島根県議会有志により2002（平成14）年10月に「竹島領土権確立島根県議会議員連盟（竹島



返還要求運動島根大会（2003年11月）

議連)」が発足しました。

議連の発足を受け、2003（平成15）年11月に島根県西郷町（現隠岐の島町）で開かれた返還要求運動島根県大会では地元選出の国会議員や漁業関係者ら2千人が集まり、「日本政府への毅然たる対応を望む」「隠

岐島を発信地とした国民運動の強いうねりを全国に展開させる」という大会宣言を採択しました。民間では「県土・竹島を守る会」が結成され、県民への啓発や国への要望活動を展開しました。こうして、島根県内の機運は高まっていきました。

「竹島の日」条例制定

竹島問題に対して国が動かない中で、島根県では、2005（平成17）年2月の定例県議会で竹島の県編入100周年を機に2月22日を「竹島の日」と定める条例案が議員提案で提出されました。

2月22日は1905（明治38）年に政府が「竹島」と正式に命名して領土編入した閣議決定を受け、島根県が告示した日に当たります。

条例案は賛成多数で可決されました。当時の澄田信義島根県知事は「竹島は歴史的にも国際法上からも、わが国固有の領土」とした上で、「冷静に理解し合う関係が必要だ。培ったチャンネルを使い、親善関係の継続を訴えたい」と、条例が日韓関係にくさびを打つものではないという見解を示しました。

島根県と1989（平成元）年から姉妹提携の関係にあった韓国・慶尚北道は、条例制定を受けて関係の破棄を一方的に通告し、今日まで島根県との交流は途絶えたままとなっています。

条例制定後、初めて「竹島の日」を迎えた2006（平成18）年2月22日、島根県松江市内では約260人を集めた記念式典が開かれました。案内状を出した外相や農水相は欠席し、島根県関係の国会議員も代

理出席に留まりました。また、会場外では韓国から活動家が訪れ、抗議行動を起こして騒然となりました。

同年5月には竹島議連と県民会議が竹島の領土権確立と政府内の所管部署設置や啓発活動を求める国会請願を衆参両院に提出しました。条例制定は、竹島の地元から膠着する問題に大きな一石を投じる契機となりました。



竹島の日を定める条例案を起立表決する島根県議会議員（2005年3月16日）

竹島問題研究会の発足

島根県は各分野の専門家を集め、客観的な研究で竹島問題への理解を深めようと、2005（平成17）年6月に「島根県竹島問題研究会」を発足させました。

2006年11月には歴史上、かかわりの深い韓国・鬱陵島で視察を実施し、韓国側が古文書や絵図で竹島と主張する「于山島」について、鬱陵島の近くにある竹嶼を示すと確認しました。

第1期の研究会はおよそ2年で13回の会合を重ね、委員11人が日韓の文献や絵図を読み解き、古代から

現代まで、韓国側の主張にはいずれも根拠が見いだせないとする最終報告書をまとめ、溝口善兵衛島根県知事に提出しました。

この間、県民の間でも竹島問題への関心が高まり、島根県には情報提供が相次ぎました。領土編入に奔走した中井養三郎から当時の様子を聞き取った「中井養三郎氏立志伝」や江戸時代に竹島を描いた絵図など第一級の資料が相次いで見つかっています。

韓国大統領の竹島上陸

2012（平成 24）年 8 月 10 日、韓国の李明博（イミョンバク）大統領＝当時は鬱陵島からヘリコプターで竹島に着陸しました。歴代の韓国大統領で初めて竹島に上陸し、約 1 時間かけて記念碑や施設を視察しました。李大統領は「独島（トクト、韓国が主張する竹島の名称）は、真にわれわれの地だ。命をかけて守る価値がある。誇りを持って守ろう」と語り、警備隊員らを激励しました。日本に対しては前日に通告するという唐突な上陸は、全世界で報道され、特に日本社会に大きな衝撃を与えました。



韓国の大統領として初めて竹島に上陸した李明博大統領＝当時（左端）（ロイター＝共同）

高まる批判

韓国大統領の上陸を受けて、野田佳彦首相＝当時は、記者会見で「到底受け入れることはできない」と強い不快感を表明。島根県の溝口善兵衛知事、隠岐の島町の松田和久町長も抗議の声をあげるとともに、日本政府に毅然とした対応を求めました。

政府はすぐに韓国政府に対して厳重に抗議し、武藤正敏駐韓国大使＝当時＝を帰国させて事実上の「召還」措置を取りました。

8 月 11 日には玄葉光一郎外相＝同＝が国際司法裁判所（I C J）への提訴の検討を表明します。上陸 1 週間後の 17 日、玄葉外相は韓国の申珏秀（シンカクス）駐日大使＝同＝を外務省に呼び、竹島の領土問題について、I C Jへの共同提訴を正式に提案しました。

野田首相は李大統領宛ての親書で共同提訴に応じるよう求めましたが、韓国政府は郵送で親書を返却して、応じませんでした。

衆参両院は韓国が竹島を「不法占拠」と位置付けた上で、竹島上陸に抗議する決議を採択しました。

このほか、日韓の通貨交換（スワップ）協定拡充措置は延長を見送り、日本各地でも韓国への修学旅行や民間交流の中止が決まりました。

日韓を行き交う観光客は減少し、韓国大統領の竹島上陸は両国の経済に大きな打撃を与えました。9 月 26 日には野田首相が米ニューヨークの国連本部で演説し、

領土、領海の防衛を「国家として当然の責務を国際法にのっとって果たしていく」と、国際社会に訴えました。

島根県議会も 34 年ぶりに決議

島根県議会は 9 月 13 日、竹島の領有権問題解決に向けて政府に積極的な取り組みを求める「竹島領土権確立に関する決議」を賛成多数で可決しました。竹島領土権確立を求める決議は、1978（昭和 53）年に領土権確立と漁業の安全確保を求めた決議を可決して以来 34 年ぶりとなりました。

内容は、国に対して▷日本の主張の正当性を国際社会にアピール▷「竹島の日」制定▷竹島教育の徹底▷さらなる国内世論の喚起——を求め、県議会が「断固とした姿勢で政府に働きかけを行う」と宣言しました。

抗議は届かず

日本の抗議の声をよそに、韓国は竹島の実力支配を強める行動を続けました。8 月 19 日には慶尚北道が主体となり、「独島」「大韓民国」といった文字や李大統領の署名を刻んだ石碑の除幕式を竹島で行いました。9 月 7 日には韓国軍と海洋警察が竹島周辺海域で防衛訓練を実施しました。9 月 14 日にはソウルに啓発施設「独島体験館」をオープンし、竹島の領有権についての主張を強めました。

動き出した政府

韓国は竹島問題について I C J への共同提訴を拒否したことから、日本政府は 2012（平成 24）年 10 月、単独提訴する方針を固め、準備を開始しました。しかし、同年 12 月の衆院総選挙で政権交代した影響もあり、単独提訴の動きは現在も足踏みしたままとなっています。

政府は国際社会や世論への啓発に向けた動きも進めました。同年 11 月、内閣官房内に「竹島問題対策準備チーム」を設置しました。世論調査や啓発の施策の検討が始まりました。

2012 年 12 月 16 日にあった衆議院議員総選挙で政権は民主党から自民・公明両党の連立へと代わり、首相には安倍晋三氏が就任しました。同月 20 日には韓国の大統領選挙があり、保守与党セヌリ党の朴槿恵（パク・クネ）氏が史上初の女性大統領となることが決まり、日韓共に竹島問題は新政権へ引き継がれました。

第 2 次安倍内閣は初めて領土問題担当相のポストを設け、自民党の山本一太参院議員が初代担当相に就任しました。

一方、自民党は政権公約に島根県主催で毎年 2 月 22 日に開催している「竹島の日」記念式典を、政府主催で実施すると明記していましたが、政権発足直後に見送りを決定しました。

領土・主権対策企画調整室の設置

2013（平成 25）年 2 月、政府は竹島や尖閣諸島（沖縄県石垣市）、北方領土問題をめぐる日本の主張を効果的に国内外へ発信するため、内閣官房に「領土・主権対策企画調整室」を新設しました。2 月 22 日に島根県松江市で開催された 8 回目の「竹島の日」記念式典には政府関係者として初めて島尻安伊子内閣府政務官＝当時＝が出席しました。

島尻政務官は式典で「政府として我が国の立場を明確に主張するとともに、法にのっとり冷静かつ平和的に問題を解決するため全力で取り組む」と政府方針を説明しました。

政府は 4 月に専門家らを集めた「領土・主権をめぐる内外発信に



「竹島の日」記念式典に出席し、政府の見解を説明する
島尻安伊子内閣府政務官＝当時＝(2013 年 2 月)

関する有識者懇談会」を組織します。竹島や尖閣諸島の領土について、日本の主張を国民や世界に効果的に広める方法を検討しました。7 月にまとめた最終報告書では竹島について国内世論の啓発が極めて重要とし、世論調査などの実施や教育現場との連携の必要性が明記されました。

領土・主権対策企画調整室は竹島についての世論調査を実施したほか、ホームページを開設して竹島についての情報発信を始めました。また、外務省も 2013 年 10 月、日韓関係や竹島についての動画を 11 言語で配信し、2014 年 3 月には啓発用の資料「竹島問題 10 のポイント」を 6 年ぶりに改定しました。

記念式典で政府に要望

2014 年 2 月 22 日の「竹島の日」記念式典にも内閣府政務官が出席。溝口善兵衛知事は「領土・主権対策企画調整室」の設置や竹島を日本固有の領土と明記した学習指導要領解説の改訂など一連の取り組みを評価した上で、政府主催の式典開催や「竹島の日」の閣議決定などを求める要望書を、政府代表として出席した亀岡偉民内閣府政務官＝当時＝に手渡しました。



「竹島の日」記念式典で政府を代表してあいさつする亀岡偉民内閣府政務官＝当時＝(左) と出席した国会議員ら (2014 年 2 月 22 日)

竹島の現状

1952（昭和 27）年の李承晩ライン設定から竹島は日本の領土でありながら、日本人が近づけない状況が続いています。

1999 年の新日韓漁業協定では、暫定水域が設定されましたが、資源の減少や韓国とのトラブルを避けるため、竹島の周辺海域を漁場とする日本の漁船はほとんどいなくなりました。

近年では 2002（平成 14）年に鳥取県内の漁船が竹島周辺で韓国警備艇の衝突を受け、警備艇から 5 人が乗り込む事件が発生しました。

2006（平成 18）年には海上保安庁が竹島周辺で海洋調査を実施しようとしたが、韓国側は警備艇を非常配備して緊張が高まりました。

韓国の開発

韓国は、竹島で次々と設備を拡大し、実力支配を強めています。海洋警察傘下の武装した「独島警備隊」を配置し、24 時間体制で警備を行っています。さらに灯台管理員や鬱陵郡職員が島に常駐しています。

東島には警備隊宿舎のほか、有人灯台、ヘリポート、船舶が接岸できる埠頭^{ふとう}を整備しています。埠頭ではファッションショーやコンサート、スポーツイベントを開催して、自国領土であることを国内外に主張するための舞台としています。

西島には近年、宿泊施設を建設し、郡職員のほか、民間人の老夫婦が島民と称して寝泊まりをしています。

また、支配を強めようと大規模な計画も公表しています。周辺海域では総合海洋科学基地を建設し、海底資源を調査する計画があります。東島の埠頭付近には、



竹島に設置しているポストに投函する韓国警備隊員（ロイター＝共同）

鬱陵島から竹島に訪れる観光客向けに「入島支援センター」の建設を計画しました。2014 年 10 月、工事入札公告に対して、日本政府が強く抗議しました。韓国政府はその後、入札公告を取り消しました。

増える観光客

韓国は 2005（平成 17）年から一般の観光客に竹島への上陸を認めています。現在は高速船が春から秋にかけて鬱陵島から竹島まで結び、観光客は埠頭に 20 分ほど上陸します。

報道によれば、2005 年に約 4 万人だった上陸者数は年々増加し、2013 年には 20 万人を超えたと伝えられています。

韓国は、日本人を含む外国人を竹島に招待して領有権をアピールする試みも行っています。なお、日本の外務省は、日本人が韓国の入出国手続きに従って竹島に上陸すると、韓国の領土主張を認めたことに繋がるため、上陸の自粛を呼びかけています。

日本国内で高まる関心

竹島資料室に多くの来場者

2012 年 8 月、韓国の李明博大統領が竹島に上陸したことで内外のメディアは竹島問題を取り上げ、一気に世論の関心が高まりました。

李大統領の上陸直後から約 1200 点の絵図、古文書、公文書、出版物といった資料を所蔵する竹島資料室に

は多くの来場者が足を運びました。

そこで島根県は同年 10 月、休館日だった土日、祝日も開館を始めました。また、新たに啓発推進員を配置し、団体の来場者への対応や来場者の質問に答える体制を整えました。

さらに、11 月には資料室の一部を改装して面積を増やし、竹島で捕獲されたニホンアシカの剥製を展示

し、絵図の特別展を開いて県民や県外から訪れた人に、竹島問題についての正しい知識の普及に力を入れました。結果、2012年度の来場者数は4千人を超え、前年の3倍以上となりました。

子供たちにも関心を持ってもらおうと、2013年度からは夏休み限定で子供向けの展示も始めています。子供たちにはクイズ形式で資料室にある展示物や地図を読み取ってもらい、楽しみながら竹島の基礎知識が身に付くプログラムにしています。引率する保護者にも好評で、夏休みの行事として話題を呼んでいます。

2014年には竹島資料室に研修室を併設させ、島根県が定期的に専門家を招いて開催する「竹島問題を考える講座」の会場や団体客の研修場所として活用されています。島根県内を中心に開催される竹島問題についての研修会や集会にも積極的に講師を派遣して、啓発に努めています。同年2月22日の「竹島の日」には、亀岡偉民内閣府政務官=当時=が政務三役として初めて竹島資料室を視察しました。



2013年8月、夏休みの子ども向け企画展でにぎわう竹島資料室

インターネットでも

島根県は国に対して1966（昭和41）年から、竹島の領土権確立や隠岐の島町へ啓発施設の整備、漁業の安全操業などを重点要望を実施しています。このほか、2012年6月には米国のインターネット検索大手「グーグル」が提供する地図サービスで、竹島が韓国領と表記されていることを問題視し、同社に修正を要請しました。同社は修正に応じ、10月から表記は「竹島」に戻りました。

また、島根県は2007年、インターネット上にWeb竹島問題研究所を開設し、竹島問題研究会委員の研究成果や竹島問題の動き、韓国への反論など広く情報を発信しています。



溝口善兵衛知事（左）とともに竹島資料室を視察する
亀岡偉民内閣府政務官=当時=（2014年2月22日）

初の東京集会

島根県は条例で制定した 2 月 22 日「竹島の日」に、毎年松江市内で記念式典を開いています。広く国民に竹島問題を啓発すべきという県民の声は、回を重ねるごとに高まっていきました。

7 回目の竹島の日を迎えた 2012 (平成 24) 年 2 月、竹島問題に関係が深い漁業団体など民間団体と県市長会、県町村会といった公的団体で組織する「竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議」は、東京で竹島問題の解決を求める集会を開くことを決断しました。

超党派の国会議員有志でつくる

「日本の領土を守るために行動する議員連盟(領土議連)」もこの動きに呼応し、同年 4 月 11 日に県民会議と領土議連の共催で「竹島問題の早期解決を求める東京集会」が東京・永田町の憲政記念館で開かれました。

政府から山口壯外務副大臣と長島昭久首相補佐官(いずれも当時)、政党代表 8 人のほか、国会議員 63 人(うち代理出席 29 人)が参加。計 709 人と、会場に入りきれないほどの人が集会に集まりました。



約 800 人が参加した第 1 回目の竹島問題の早期解決を求める東京集会 (2012 年 4 月 11 日)

集会では「竹島の日」の閣議決定、内閣府に領土を守る総合的な部局設置、国際司法裁判所 (I C J) への提訴と国際アピール、「竹島の日」式典の政府関係者出席と政府主催の実現を求める大会決議を採択。国内外のマスコミも集会を取材し、広く竹島問題の啓発が行われました。メディアは 29 社、49 人が取材に訪れました。

2 度目の東京集会

県民会議と領土議連は 2014 年 6 月 5 日、2 度目となる東京集会を実施しました。自民党と公明党の連立



第 2 回目の東京集会での溝口善兵衛知事(左)、後藤田正純内閣府副大臣=当時=(右から 2 人目) (2014 年 6 月 5 日)

政権では初めてとなる集会で、再度、竹島の領土権早期確立をアピールするのがねらいでした。集会には安倍晋三首相ら 8 人の閣僚、12 政党の代表に出席を促しました。特に第 2 次安倍政権で創設された領土問題

担当相の出席が注目されました。山本一太担当相=当時=は「諸般の情勢を考え、政府全体として決めた」と説明し、欠席しました。

政府代表は後藤田正純内閣府副大臣=同=が出席し、「国際法にのっとり、冷静かつ平和的に解決するため全力で取り組む」と、政府の姿勢を表明しました。この集会には招待者 387 人が出席。国会の開会中でしたが、政党代表 7 人や国会議員 62 人(うち代理 30 人)が出席しました。取材に来たメディアはさらに増え、38 社、78 人でした。

竹島問題研究会の取り組みと成果

啓発本の発行

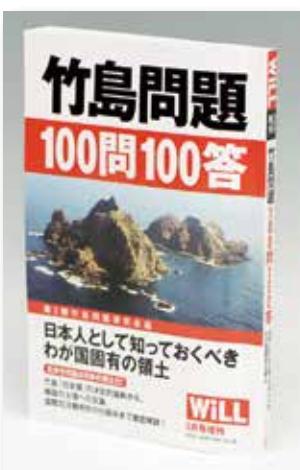
2012（平成24）年10月に発足した第3期竹島問題研究会は、竹島問題について一般の人を対象にした啓発本の発行を決めました。

研究会は第1期（2005年6月～2007年3月）、第2期（2009年10月～2012年3月）の成果として、韓国側が領有権主張の根拠にしている中世から現代までの資料を検証し、いずれも根拠がないことを論理的に証明しました。そして、第3期の活動の一環として、これまでの研究成果などを踏まえた、竹島問題を体系的に分かりやすく解説する啓発資料の作成に取り組むことにしました。

背景には、2012年8月の李明博（イミョンバク）大統領＝当時＝の竹島上陸で、国内世論が竹島に関心

を高めたことがあります。関連書籍の出版やインターネットの記事が増えましたが、出典が明確でないものや、内容に間違いがある記事も少なくありませんでした。

第3期委員（16人）は竹島の「公式ガイドブック」発行が喫緊の課題と判断し、委員等が専門分野ごとに手分けをし



竹島問題 100問 100答



「竹島問題 100問 100答」について意見を交わす竹島問題研究会の下條正男座長ら
(2014年2月22日)

て執筆作業に取りかかりました。

啓発本は一般の人に理解を進めるため、一問一答形式にして、素朴な疑問から複雑な事象や課題について見開き2ページで簡潔に答える形式を採用しました。全執筆者が、1年あまりの編集期間を経て2014年2月、啓発本『竹島問題 100問 100答』（ワック出版、A5判、240ページ。初版3万部）が完成しました。

同年の「竹島の日」に合わせての発刊となり、大きな反響が寄せられました。

思わぬ反響

2014年6月、韓国・慶尚北道が運営する有識者組織・独島史料研究会は「『竹島問題 100問 100答』に対する批判」と題した冊子を発表。同庁運営のサイト「慶尚北道サイバー独島」で無料公開を始めました。

『竹島問題 100問 100答』を韓国語に翻訳した上で、自国の主張を反論として掲載した冊子は、写真や図表まで無断で転用していました。

竹島問題研究会は冊子の内容を分析しましたが、下條正男座長が「根拠がないと論破した『于山島』を竹島と主張するなど、荒唐無稽の内容で反論になっていない」と批判したように、新資料はなく、従来の主張を繰り返しただけの内容と判明しました。

著作権の問題はあるものの、韓国国内への啓発効果があったとも言えます。

竹島の記憶を集める

韓国が竹島を不法占拠する以前は、隠岐諸島の漁師らが竹島で盛んに漁を行っていました。竹島で組織的な漁獵を経験した世代の人はすでに他界してしまいましたが、家族らが漁獵の様子を聞いたり、記録や漁獵で使われた道具、アワビの殻といった物証が、今も隠岐島に残されています。

第3期竹島問題研究会は隠岐の島町内で証言や物証を集め調査を最優先で実施しました。すでに李承晩ラインが引かれて60年が経過し、竹島に出ていた漁師からの話を記憶する家族らも、孫の世代となって60代

を超えていました。このため、今調査しなければ、貴重な史料や証言は二度と得られない懸念があるためです。

子細な操業日誌

2014年2月、戦前に竹島漁獵の拠点港となっていた隠岐の島町久見地区の漁師、故・八幡伊三郎さん（1894～1988年）が戦前に竹島に出漁した様子や漁獲量を記した操業日誌が、地区内の民家から見つかりました。漁が終わった後に、地区で慰労会をしたり、土産を配ったりと、地域ぐるみで漁獵を支えていた様子が新たに判明しました。



竹島での操業記録が記載された八幡伊三郎さんの日誌

八幡さんは、箱メガネと長い竹竿で海底のアビビやサザエを探る「かなぎ漁」の名人で、1936～38年の出漁で、隠岐諸島近海では考えられないほど大量のアビビやサザエを水揚げしていたことが記録にありました。また、八幡さんがかなぎ漁で使った箱メガネも見つかっています。



竹島で使ったとみられる箱メガネ（手前）

竹島で使った船

隠岐の島町東郷神米の旅館「金峰荘」では、かつて舟盛りに使われたヒノキの器が、竹島の漁業で使われた木造の手こぎ船「カンコ」を忠実に再現した模型だったと調査で判明しました。竹島で漁が行われた当時の「カンコ」は、写真でしか残っていませんでした。

模型は、船大工として久見地区で「カンコ」を作り上げ、自ら竹島へ出漁した経験もある故・浜田正太郎さん（1912～1976年）が作ったものでした。浜田さんは竹島での漁業ができなくなったため、西郷地区に移って旅館を開業し、船大工の腕を舟盛りの器作りに生かしていました。

浜田さんの妻ヤスミさんは、研究会の聞き取り調査に「『おーい、行ってくるよ』と、すぐその島にでも行くような様子だった」、「『ランコ（竹島）に行ったら気持ちがせいせいする。あれは久見の宝の島だ』と何度も聞かされた」と、浜田さんが竹島に強い思い入れがあったと証言しています。



保存されていた「カンコ」の模型

広がる竹島に関する学習

副教材DVDの作成

島根県は竹島に関する学習に力を入れています。2005（平成17）年に「竹島の日」条例が制定される以前から、教師たちが自主的に指導案や教材を考案し、授業に竹島の学習を取り入れていました。

条例制定後はさらに取り組みが加速し、島根県教育委員会の調査では2009年度以降、すべての小・中・高・特別支援学校で竹島に関する授業が実施されています。

同年には小・中学生向けの副教材として「竹島学習副教材DVD」を作成し、県内の学校に配布しています。

DVDは竹島の位置や韓国による不法占拠の状況、なぜ竹島に行けないのかといった基本的な知識に加え、漁場としての竹島や日韓暫定水域の問題点といった応用的な問題までわかりやすく解説しています。



小学校で副教材DVDを使って行われる竹島学習

竹島学習リーフレットの作成

2012年12月に島根県と島根県教育委員会、竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議の三者が中心となって竹島学習リーフレット「竹島～日本の領土であることを学ぶ～」を完成させました。

毎年、中学2年生の竹島に関する学習の副教材として配布しています。

リーフレットはA4判カラー、8ページの折り込みで、写真や図を用いたわかりやすい内容になっています。県内の中・高・

特別支援学校だけでなく、全国の都道府県教育委員会と市町村教育委員会に配布しており、啓発資料としても活用されています。

中世から近代までの竹島をめぐる歴史的な事象や韓国主張の矛盾、漁業の問題点等を資料に基づき、わかりやすく解説しています。指導する教員向けに「指導の手引」も作成しました。2014年7月には英語版も完成し、島根県のホームページで公開しています。

作文コンクールの実施

領土問題に対する生徒の关心を高め、正しい知識を身につけてもらおうと、島根県、島根県教育委員会、竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議、島根県竹島・北方領土問題教育者会議が協力して、県内の中学生を対象に「竹島・北方領土問題を考える中学生作文コンクール」を2010年度から実施しています。

初年度は256点が寄せられ、回を重ねるごとに応募が増えています。2014年度の第5回コンクールでは911点の応募がありました。優秀作は、竹島問題について国際司法裁判所（ICJ）への付託を韓国が拒否している矛盾を的確に指摘するなど、竹島に関する学習の効果が作文の内容にも反映されています。



竹島学習リーフレット

全国に広がる

我が国の領土・主権に関する教育の一層の充実を図るため、内閣官房領土・主権対策企画調整室は 2014 年 10 月、領土をテーマにした教育者研修を島根県内で実施しました。

全都道府県教育委員会の指導主事ら約 50 人が島根県竹島資料室で県の取り組みについて説明を受けたり、隠岐の島町立西郷南中学校で竹島に関する学習の授業を参観したりして、領土教育のあり方について研修を深めました。

島根県が蓄積してきた竹島に関する学習の先進的な取り組みが全国に広がろうとしています。



全国の指導主事を集めて島根県内で行われた研修
(2014年10月、内閣官房領土・主権対策企画調整室提供)

次世代への継承

竹島での漁獵の様子を家族から伝え聞いた最後の世代の人たちが、次世代に記憶を語り継ごうと奮闘しています。

かつて竹島漁獵の中心地だった隠岐の島町久見に住む元小学校教諭の杉原由美子さんは、戦前に竹島でのアシカ獵で栄えた地区の様子を描いた絵本「メチのいた島」を出版しました。

杉原さんは「日本の竹島」を次世代に伝える必要があると考え、住民から竹島と地区のかかわりについて証言を集め、絵本の原作を執筆しました。絵本が完成了 2013 年 2 月から隠岐郡の小・中学校を中心に絵本の読み聞かせを始めました。「竹島、悲しいね。ファイト。」といった率直な子供たちからの感想が数多く寄せられています。



子どもたちに「メチのいた島」を読み聞かせる杉原由美子さん



祖父石橋松太郎さんの遺影を手に竹島の記憶を語る佐々木恂さん

2014 年には県内だけではなく東京都立川市や横浜市、福岡市での読み聞かせも実現しました。内閣官房領土・主権対策企画調整室が行った領土についての研修でも、隠岐の島町立西郷南中学校で全国の教育委員会の指導主事が見学する中、読み聞かせを行いました。また、有志によって英語版も完成し、米国大使館に送ったところ、ケネディ駐日大使から丁重なお札の手紙が届きました。

日本政府は、平成 26 年 12 月下旬から、杉原さんによる絵本の読み聞かせを動画投稿サイトで公開しました。

隠岐の島町原田の佐々木恂さん（じゅん）は公民館や病院で竹島についての発表会を行っています。佐々木さんの祖父・石橋松太郎さん（1863～1941 年）らは 1905 年に政府が竹島の領土編入を閣議決定する以前から、竹島でアシカ獵やアワビ、サザエ採りを組織的に行っていました。

子供のころに松太郎さんからかわいがられていたという佐々木さんは、発表会で「アシカの皮は座布団にしていた。松太郎は『竹島は晴れ晴れするような宝の島だ』と言っていた。」と、70 年以上前に聞いた祖父の言葉を今も鮮明に記憶し、人々に伝えています。

特別寄稿

「竹島の日」条例の威力は絶大

拓殖大学教授 下條 正男（竹島問題研究会座長）



島根県議会は2005年3月16日、竹島の島根県編入100周年を記念し、「竹島の日」条例を制定した。その「竹島の日」も今年で10周年を迎える。条例の制定後、日韓の間に領土問題は存在しないと嘯いていた韓国側が攻勢に出るなど、「竹島の日」条例の威力は絶大であった。それは2008年2月、日本の外務省が島根県竹島問題研究会の「第一次最終報告書」を受け、小冊子『竹島問題を理解するための10のポイント』を公刊したことから始まった。韓国の国策機関である「東北アジア歴史財団」が2011年4月、小冊子『日本人が知らない独島10の真実』を刊行し、反論に及んだからである。

そこで島根県竹島問題研究所のサイトでは2011年6月、「韓国が知らない10の独島の虚偽」と題して、『日本人が知らない独島10の真実』の問題点を指摘しておいた。

その後、韓国側の反論の論理は統一され、1900年10月に公布された「勅令第41号」を根拠に、すでに独島は韓国領になっていたが、1905年、日本は日露戦争の最中、独島を侵奪したと強調することになった。さらにその論理を補強するため、韓国側では鳥取藩の「回答」(1695年)、佐田白茅の「朝鮮国交際始末内探書」(1870年)、「太政官指令」(1877年)を根拠に、1905年以前、日本は竹島を日本領と認識していなかった証拠としたのである。

だがそれは、文献が読めていないだけである。鳥取藩が「竹島、松島は無論、その他に附属する島は無い」と回答したのには理由があったからだ。鳥取藩米子の大谷・村川両家が鬱陵島への渡海を願い出たのは、池田光政が国替えで鳥取に入城する元和4年(1618年)3月。だが、池田光政が幕府から因幡・伯耆国を与えられたのはその前年である。因幡・伯耆国には、最初から竹島と松島は含まれていなかった。そのため鳥取藩としては「竹島、松島は無論、その他に附属する島は無い」と回答したのである。

これは佐田白茅の『朝鮮国交際始末内探書』についても同様である。佐田白茅はその本文で、「松島の儀に付、是まで掲載せし書留もなく」としており、松島を朝鮮領とする証拠がないとしている。また「竹島外一島、本邦関係これ無し」とした1877年の太政官指令も、島根県が提出した書類だけを見ていれば、「外一島」は現在の竹島とすることもできる。

だが当時、参考にされた海図等には、竹島と松島の外にリアンコールト列岩が描かれている。そのリアンコールト列岩が今日の竹島で、江戸時代に竹島と呼ばれていた鬱陵島には松島（ダジュレート島）と表記され、竹島は所在未詳のアルゴノート島のことであった。太政官指令の3年後、北澤正誠は『竹島考証』の中で、海図上の鬱陵島が松島であった事実を確認し、鬱陵島はその後、松島と呼ばれることになるのである。そのためリアンコールト列岩が日本領に編入される際は、鬱陵島の呼称であった竹島と命名されることになった。韓国側が掲げた文献は、いずれも竹島を韓国領とはしていないかったのである。

これは鬱陵島が鬱陵島郡に昇格した1900年、独島が韓国領になったとする主張にも検証が必要だと言うことである。それは鬱陵島が郡に昇格する5ヶ月程前、日本側と朝鮮の禹用鼎が共同で鬱陵島を調査していたからである。その際、参考にされたのが、1882年に李奎遠が作成した『鬱陵島外図』である。だがそこには独島は描かれていなかった。

島根県竹島問題研究会はそれらの事実を踏まえ、2014年2月、『竹島問題100問100答』を刊行したのである。すると嶺南大学校独島研究所、東北アジア歴史財団、慶尚北道独島史料研究会は歴史分野を避け、日本の「固有の領土論」批判で反論してきた。

だが韓国側が依拠する1900年の「勅令第41号」に、独島が含まれていない事実が明らかとなり、独島を韓国領とする根拠は崩れてしまったのである。そこで韓国側は独島を「民族の島」「民族の自尊心」等として民族感情に訴え、幼稚園児から高校生を対象とした教育に力を入れることになった。

だがそれも2014年、慶尚北道独島史料研究会が無断で『竹島問題100問100答』を全文韓国語訳し、それを公式サイトに載せたことで事態が一変した。それは見事なオウンゴールだからである。韓国内に島根県竹島問題研究会の見解が拡散し、独島が韓国領でなかった事実を幼稚園児から高校生までも知ることになったからだ。慶尚北道ではそれに気が付いたのか、いつの間にか公式サイトから削除していた。『竹島の日』条例の制定から10年、韓国側はその挑発に乗って、自ら墓穴を掘ってしまったのである。

関係者の思い

原 成充 氏

(竹島領土権確立島根県議会議員連盟会長)

— 「竹島の日」条例制定から 10 年が経ち、県内外でどのような変化がありましたか
 「竹島問題をマスコミが取り上げたのが一番大きかった。島根県が動くと韓国が動き、日本政府も動かざるを得なくなります。国会議員も国土を真剣に考えるようになるという相乗効果がありました。教科書で竹島が取り上げられて、外務省も主張を始めました。こうした転換が一番大きかったと思います。出雲大社の大遷宮の P R で、他県の県議会を回った際、先方から『竹島は大変ですね』とねぎらいの言葉を頂きました。以前は島根県だけの問題だという認識だった人たちが関心を持ってくれました。領土権確立を国に求める意見書を採択してくれる議会もあり、世論への訴えは重要だと感じました」



— 2012 年 8 月の李明博大統領（当時）の竹島上陸をどう受け止めましたか

「少なくとも大統領が竹島に行かないのは日韓の暗黙の了解、約束事のような雰囲気があると思っていました。国内事情があったにしても、そこまでやるのかと、日本中の人人が思ったことでしょう。日本国民は、武力を使えないし、見過ごすわけにもいかない。そのジレンマを感じました。だが、相手が出てきたから、けんかをするのは得策ではない。息の長い主張で対応すべきだと思います」

— 議連としては竹島の領土権確立に向け、どのような活動を行いますか

「まだ国際世論が味方になる段階ではありません。長期戦略として日本政府が国際世論に対して積極的に情報提供や自己主張を伝え続けていくよう求めます。また、政府には言葉、行動による活動、目に見えるものを見せてほしい。韓国は民族主義に訴えてくる。領土交渉の過程で、こうした感情的な方法は通用しないという認識を持たせるべきだと思います」

濱田 利長 氏

(隠岐島漁業協同組合連合会代表理事会長)

— 竹島周辺海域の漁業をめぐって国への要望を続けておられますか、何か変化は

「最初のころ、要望で関係省庁を訪ねても課長になるかならないかの若い官僚が応対する程度でした。民主党政権になってから省庁トップの部屋に入り、官房長官にも会うことができるようになりました。現在の安倍政権にも対応は引き継がれています。しかし、竹島をめぐる漁業の問題は、竹島の日条例制定から 10 年たっても、何一つ変わっていません」



— 日韓暫定水域の見直しを求めていますか

「韓国船が仕掛けた網が絡んで賠償金を要求されたり、日本の漁船が置いたブイが切られたりします。このため日本の漁船は商売にならないので暫定水域内ではほとんど漁を自粛しています。ベニズワイガニを追う漁船は燃料代が高騰する中、石川県沖まで出掛けなければなりません。また、韓国船は暫定水域を超えて南下することがある。浜田沖にある逆三角形の食い込んだ線引きは、日本の好漁場にも近く、韓国船の違反操業が絶えません」

— 2013 年 9 月には島根県から竹島海域の共同漁業免許を交付されました

「1953 年の設定以降、10 年おきに更新し、今回で 6 度目となります。公的な許可を得てサザエやアワビを採つていはずが、一度も実現できていないのはおかしい。隠岐の漁師は竹島での安全操業を一番に願っています。しかし、近年、海岸にはペットボトルやプラスチックのごみが大量に漂着しています。そのほとんどにハングル表記があります。豊かな漁場がある竹島の海域が汚染されていないか心配です」

「竹島の日」条例制定から10周年を迎え、関係者のそれぞれの思いを聞きました。

関係者の思い

諏訪邊 泰敬 氏

(県土・竹島を守る会会長)

— 2005年の「竹島の日」条例制定前から活動を始めていますが

「県土・竹島を守る会の設立は条例制定1年前の2004年5月。一市民の集まりだったため、手探りでなかなか前に進まなかったのですが、県議会議員、県選出の国会議員、漁業関係の方々と話をしながら手を携えて条例制定につながりました」



— 中央省庁や国会への陳情を繰り返してこられました。反応に変化はありましたか

「設立して何年かは話すら聞いてもらえない、6年目ぐらいから、ようやく会ってもらえるようになりました。条例制定から10年が経ち、これまでに国際司法裁判所への提訴提案や竹島領土権確立に向けた東京集会の実施、政府内に領土担当相や担当部署の創設といった、私たちの要求はある程度は実現しました」

— 今後、竹島問題の解決に向けて重要となる事象は何だと思いますか

「内閣官房の領土・主権対策企画調整室が2013年6月に日本人の成人を対象に実施した世論調査では『竹島が歴史的にも国際法上も日本固有の領土』と答えた人が6割でした。韓国では竹島の認知度が9割を超えていると聞きます。日本人の認識を高めなければなりません。そのためには、島根県民として大きな声を上げてアピールし、県外の人たちとも協力して日本中に認識を広めていきたい」

— 政府は領土権確立に向けてどう動くべきでしょうか

「返還を求める署名を何億人分集めても意味がない。諸外国と対等に渡り合えるように、国力を付けるべきです。特に経済的な力を持つことが重要だと考えています。竹島について不条理なことは、きちんと逐一、抗議していくべきです。そして国による『竹島の日』の制定が重要です」

村木 隆夫 氏

(竹島・北方領土問題教育者会議会長)

— 条例制定から10年。県内の教育環境はどのような変化がありましたか

「条例制定以前も竹島教育は行われていましたが、全県的な取り組みには十分なっていなかった。条例が制定されたことで思い切って竹島教育に取り組むことができるようになりました。われわれ教師にも勇気を与えてくれました。その後、島根県教育委員会が竹島学習副教材DVDと竹島学習リーフレットを作成したことが大きかった。この二つをよりどころにして指導ができます。教師がどのように指導していいのかわからず、ためらってしまうという問題を払拭できました」



— 「竹島・北方領土を考える」中学生作文コンクールにも多くの作品が寄せられています

「作文コンクールも本年度は5回目となり、応募点数も増えています。さらに、作品の質がとても上がっています。当初は『一日でも早く竹島がかえってくることを願う』といった他力的な意見が多く見られましたが、最近は『竹島問題を多くの人たちに伝えていきたい』『国内世論を形成して政府を動かしていくべき』『国際社会に積極的に訴えて平和的に解決する』といった、自ら行動を起こしていきたいという意見などが多くみられるようになりました。生徒たちの意識は確実に変わってきています」

— 学習指導要領解説や教科書に竹島が記述されました

「自信を持って教えることができます。竹島問題は一地方自治体の問題ではなく、その解決には、国家間の粘り強い交渉が必要で、これから国際世論を動かすのは子供たちだと考えます。よりよい社会や国家関係を作る上で、領土問題に積極的に関心をもつとともに、歴史をきちんと学ぶことが重要だと思います」

[Interview]

日本の領土を守るために行動する議員連盟（領土議連）会長

新藤義孝衆議院議員に インタビュー

1965 年の日韓基本条約締結以来、外交で進展がない竹島問題の風向きを変えようと、島根県議会は 2005 年に「竹島の日」条例を制定しました。そして 10 年——。依然、韓国の不法占拠は続き、領土権確立に向けた交渉は停滞したままですが、政府内に領土問題担当大臣のポストや啓発・情報発信の部署が創設され、義務教育でも竹島が取り上げられるようになりました。「竹島の日」条例が国政に与えた影響と今後の課題について超党派の国会議員で作る、「日本の領土を守るために行動する議員連盟（領土議連）」会長の新藤義孝衆議院議員に聞きました。



—— 島根県の「竹島の日」条例は、国の政治や外交にどのような影響を与える了吗？

「条例の制定は大きな役割を果たしたと思います。竹島は戦後、韓国の不法占拠という、われわれが受け入れられない状態が続いてきました。領土が侵されていることを、日本は国内外で明確に主張できていませんでした。竹島問題が長期化しているのは、ひとえに国家の責任だと自覚しなければならないと思います。竹島の日条例の制定は国民のみなさんに、いまだ竹島問題が解決していない現状を広く啓蒙し、周知させる大きなきっかけになりました。また、島根県竹島問題研究会が歴史的事実を分析し、しっかりと伝えている活動にも意義深さを感じます」

—— 領土をめぐる情勢の変化に、領土議連はどのように対応してきましたか。

「韓国は竹島にヘリポートや宿泊施設の大規模な改修、海洋科学基地の建設計画を打ち出しました。とんでもないことであり、絶対に許せないといった声を上げ、議連や国会で追及してきました。こうした動きを受け、政府も動きました。政府が外交で他国と交渉する際、国会内の動きが大きな後押しになります。工作物の計画はいずれも中断しており、厳しい中でも少しずつ効果が出てきています。韓国側に、領土問題は双方にとって重要な課題だと伝わったと思います。簡単には解決しない問題ですが、外交で平和的な努力をして解決させるという断固たる信念を、日本が堅持していくことが重要だと思います」

—— 韓国側も啓発施設を開設したり、海外で積極的に自国の主張を情報発信しています。

「韓国国内の施設は韓国の判断で行われることです。しかし、その施設内に誤った歴史認識や意図的な事実の操作があれば、見逃すわけにはいきません。日本に関連することで明らかに間違った内容が展示されていたり、発表されるならば、しっかりと現状を把握する必要があると思います。国際社会に領土の本質、歴史的事実、経緯、現状をアピールして理解を得ることは重要です。政府は領土に関する情報発信の取り組みを強化していますが、実効性のあるものにする必要があります。一方的に自分の立場だけを述べていても効果が出ない。比較をして何が間違っているのか、何が歴史的事実として確認されているのかを指摘すべきだと思います」

—— 竹島の領有権確立に向け、今後どのような課題があるのでしょうか。

「政権において領土の問題を担当する組織を作るのが公約でした。内閣官房に部署ができる一端は開かれましたが、内閣府設置法に基づく組織ではないので、まだ道半ばです。それから、学術的な研究機関の設置も進めていきたいと思います。国会内で領土問題の対策と検討をする特別委員会の設置や、『竹島の日』の閣議決定、記念式典の政府主催実施も粘り強く訴えていきます」

—— 外交交渉も大きな課題の一つです。

「隣国同士で今まで竹島問題に関する正式協議の場が一度もないという異常事態を開拓する必要があります。2 国間の問題は歴史的事実と法、正義に基づいて、外交で平和的に、必ず解決しなければならない。日本は国家の基本問題をうやむやにしない、という強い意思を伝えることが大切だと思います」

—— 竹島の返還を切に願う島根県民にメッセージをお願いします。

「島根県の心ある方々が、竹島をめぐって長い間、努力されていることに敬意を表したいと思います。みなさんの熱意が、国を動かす所までけています。戦後に残された大きな問題、国家の根幹にかかわる問題が地域のみなさんの力によって今、動こうとしています。ぜひ、ともに行動していこうではありませんか。諦めずに、小さな歩みが積み重り、大きな一歩となっていきます。10 周年という節目を迎え、さらに運動を前進して頂きたい。私たちもご一緒します。島根における運動の発展を心から願っています」

「竹島の日」 条例制定10周年にあたって

竹島領土権確立隱岐期成同盟会会長・隱岐の島町長
松田 和久



竹島出漁

(作詞 隠岐の島町長 松田和久)

- 一 明日は船出と 酒酌み交わし
朝もや破る 焼き玉の
根音とどろく 別れの港
向かう漁場は 北の果て
国境 竹島は
帆い離して 四十里
- 二 走り続けて 一昼夜
波間に浮かぶ 島影に
舵を持つ手も 武者ぶるう
夫婦の島に ちりばむ瀬岩
国境 竹島は
恵み豊かな 北の園
- 三 色あせた 写真に誇る男らの
大漁日誌は 昭和の初め
メチが迎えた 無人じま
伝える孫ら 早や八十路
国境 竹島は
昔も今も 隠岐のしま

隱岐島住民の切実な願いである竹島問題の解決。今日、この問題が日本国民の間に徐々に認識されるに至った最大の原動力となりましたのは、平成 17 年 3 月、島根県議会における「竹島の日」条例の制定であったことは言うまでもありません。以来、竹島問題研究会の設置による学術的研究・調査の進展、竹島資料室の開室、竹島問題副教材の作成と活用による竹島教育の充実など、「竹島の日」制定を機に、この 10 年間、県民世論をさらに喚起することとなった意義は大きく、島根県議会、島根県当局に改めて心より感謝を申し上げます。

政府においては、平成 25 年 2 月、内閣官房「領土・主権対策企画調整室」の設置、竹島・尖閣諸島の広報用動画の多国語配信、中学・高校学習指導要領解説への領有権明記など、領土をめぐる問題に対する姿勢が、より鮮明になりつつありますが、その一方で、内閣府に設置されている北方対策本部の方針のもとで各省庁が施策を展開している北方領土問題と異なり、同じく我が国の領土問題の一つである竹島問題においては、同様の状況にありません。

私共「竹島領土権確立隱岐期成同盟会」は、平成 8 年 7 月結成以来、毎年、政府及び関係省庁に対して、竹島領土権の早期確立について要望活動を行ってきましたが、要望の大半は未だ叶えられておりません。

竹島が韓国により不法占拠され、すでに 60 年余りが経過しました。かつて竹島で、実際に漁業活動を行った隱岐島住民はすでになく、事實を語り継ぐ子孫も益々高齢化が進む中で、島根県や隠岐単独の取り組みには限界があり、このままではいずれ竹島問題が風化してしまうのではないかと、大変危惧しております。

竹島問題は国家の主権に関わる問題であり、解決には国の強いリーダーシップが不可欠です。主権国家間にまたがる領土問題である以上、一朝一夕に解決できないことは重々承知をしていますが、この 10 年間、島根県内で取り組んできた成果を無にしないためにも、近年の領土・領海をめぐる問題意識が国民の間に共有されつつあるこの機会に、改めて竹島問題に対する日本政府の基本的姿勢を国内外に強く示して頂くよう、引き続き粘り強く訴えていきます。

平成 27 (2015) 年 2 月

竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議会長ごあいさつ

竹島問題の解決に向けて

竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議会長
岡本 昭二（島根県議会議長）



平成 17 (2005) 年 3 月 16 日、島根県議会において「竹島の日を定める条例」が可決・成立し、島根県とともに開催してきた「竹島の日」記念式典が、平成 27 (2015) 年で 10 回目を迎えることとなりました。

これまで、「竹島の日」記念式典の開催、並びに竹島の領土権確立に向け、皆様方から賜りましたご理解とご支援に厚く御礼申し上げます。

竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議の設立にあたり「島根県は竹島を抱えている。国がこれに対し何ら動かない中、北方領土の県民会議は作らない。」今でも鮮明に思い出される恒松制治島根県知事（当時）の言葉です。総務庁の外郭団体であった特殊法人北方領土問題対策協会が進める都道府県民会議の設立要請に対して、昭和 60 年時点の未設置県が 3 県となり、年度内に他の 2 県が設置予定となったときのことです。

しかし、当時、島根県内においても竹島問題の啓発が進んでいる状況ではなく、竹島と北方領土の領土問題とともに進めるための民間団体が集まる会議の設立は有意義との結論から、やっと県民会議を設立することとなりました。北方領土問題対策協会から「竹島」を冠することへの抵抗もあった中、全国で一県だけ、竹島を含む「竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議」が県内 45 団体の加盟により、昭和 62 年 3 月 11 日に結成されました。

当初は啓発のための資料すらなく、竹島問題のリーフレット作りから始めるという状況でした。県民大会の開催、加盟団体での研修会開催、展示用パネル作成後のパネル展などが主たる活動であり、十分な啓発活動が行われていたとは言い難いものがありました。

それが劇的に変わったのは、平成 17 年の竹島の日条例の制定によってありました。島根県において予算措置がなされ、新たな研究書の必要性から、下條正男拓殖大学助教授（現教授）に依頼して作成を進めていた冊子も「『竹島』その歴史と領土問題」として発刊し、弱かった日本側の論拠の整理を図りました。

国民運動としての今後を考える上で欠くことのできないのは、将来を担う青少年の教育であります。その基礎を作るため、北方領土の研修会、現地視察、北方四島交流等に参加いただいた社会科教諭を中心に、島根県竹島・北方領土問題教育者会議を設置しました。

この教育者会議を中心として、小中学校用の学習リーフレットと DVD を作成し、今や県内全ての小中学校の竹島学習において使用されるようになりました。さらには、この学習を基に「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクールを実施し、平成 26 年には 25 校の参加を得るに至りました。今後も、このような学校での学習を県民、国民の意識啓発の重点として進める考えであります。

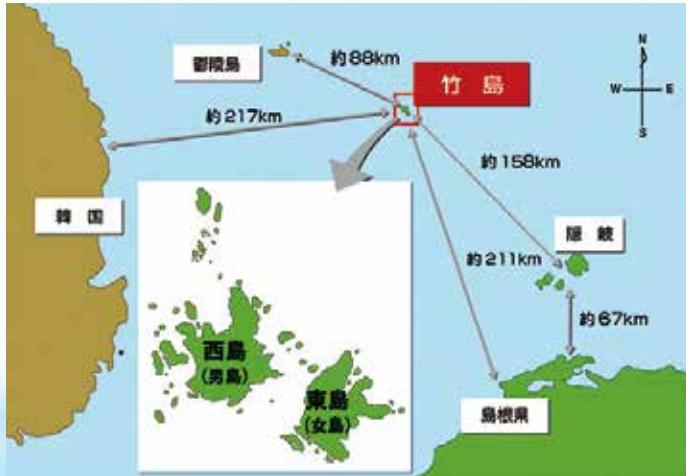
また、加盟団体による啓発活動はもとより、各団体の中央組織や北方領土返還要求運動各都道府県民会議における、竹島問題への取り組み要請を今後も進めてまいります。

領土問題の解決は政府間の交渉に委ねるしかありません。しかし政府を動かし、後押しするために国民意識の啓発は不可欠です。今後とも竹島問題の解決に向けた皆様方の一層のご理解とご支援を何卒よろしくお願い申し上げます。

平成 27 (2015) 年 2 月

竹島関連年表 (20世紀以降)

年	出来事
1904 (明治 37) 年	中井養三郎、「りやんこ島」(現在の竹島) の領土編入と貸し下げを出願
1905 (明治 38) 年	日本政府、閣議で「竹島」と命名し、領土編入ならびに隠岐島司の所管を決定
//	島根県知事が、「島根県告示第四十号」により、竹島の地名と所管を公示
1945 (昭和 20) 年	日本が「ポツダム宣言」の受諾を表明。第2次世界大戦終了
1951 (昭和 26) 年	韓国政府が米国政府に対し、対日平和条約の中で竹島を韓国領とするよう要望
//	米国政府が、竹島を韓国領とする韓国政府の要望を拒否 (いわゆる「ラスク書簡」)
//	「サンフランシスコ平和条約」調印。朝鮮の放棄を規定、竹島の日本保持が確定
1952 (昭和 27) 年	韓国・李承晩大統領が、一方的に「李承晩ライン」を設けて、竹島の領有を主張
//	日本政府、韓国政府に対し、「李ライン」と竹島領有主張に抗議
//	「サンフランシスコ平和条約」が発効
1953 (昭和 28) 年	島根県と海上保安庁が共同で竹島を調査、領土標識を設置
//	韓国政府、「李ライン」内からの日本漁船の退去を命じ、拿捕の強行を開始
1962 (昭和 37) 年	島根県議会本会議が「竹島の領土権確保に関する決議」を可決
1965 (昭和 40) 年	「日韓基本関係条約」「日韓漁業協定」「紛争解決に関する交換公文」調印・発効
1977 (昭和 52) 年	島根県議会が「竹島の領土権の確保並びに周辺漁場の安全確保に関する要望決議」を可決
//	島根県竹島問題解決促進協議会の設立
1978 (昭和 53) 年	韓国、領海 12 海里を宣言。竹島近海から日本漁船締め出し
1987 (昭和 62) 年	「竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議」の設立
1996 (平成 8) 年	「竹島領土権確立隠岐期成同盟会」の設立
1999 (平成 11) 年	「新日韓漁業協定」(暫定水域の設定) が発効
2002 (平成 14) 年	島根県議会の超党派有志による「竹島領土権確立県議会議員連盟」が発足
2005 (平成 17) 年	島根県議会が「竹島の日を定める条例」を可決
//	島根県が島根県竹島問題研究会を設置
2007 (平成 19) 年	We b 竹島問題研究所の設置、竹島資料室の開設
2008 (平成 20) 年	文部科学省『中学校学習指導要領解説社会編』に竹島の指導について記載
2011 (平成 23) 年	島根県議会が「竹島の領土権確立のため国際司法裁判所へ提訴するよう政府に求める意見書」を可決
2012 (平成 24) 年	日本の領土を守るために行動する議員連盟、竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議により、初の「竹島問題の早期解決を求める東京集会」開催 (2014年に2回目の開催)
//	韓国・李明博大統領が歴代大統領として初めて竹島に上陸
//	日本政府、韓国政府に、竹島問題について国際司法裁判所 (ICJ) に合意付託すること及び日韓紛争解決交換公文に基づく調停を行うことを提案 (1954年、1962年に続いて3回目)
//	韓国政府、日本政府の提案に応じられない旨を回答
//	島根県議会が「竹島領土権確立に関する決議」を可決
2013 (平成 25) 年	内閣官房に領土・主権対策企画調整室を設置
//	日本政府が「竹島の日」式典に初めて政務官を派遣
2014 (平成 26) 年	文部科学省が竹島を「我が国固有の領土」と明記した教科書作成の指針を発表
//	島根県議会が『「竹島の日」の閣議決定と「竹島の日」式典の開催を求める意見書』を可決



島根県では「竹島」に関する資料の提供を呼びかけています。

提供を呼びかけている資料

- 古文書・地図・絵図
- 竹島に関するもの（例えば、記録・写真など）
- 地域で語り継がれている言い伝えなど

ご提供いただける資料等がございましたら、島根県総務部総務課竹島対策室または竹島資料室までご連絡ください。

県のホームページ上に竹島問題研究会の研究成果や最新の研究情報、県の主張などを公開する「Web竹島問題研究所」を開設しています。

Web竹島問題研究所では、竹島に関するご意見・ご質問を募集しています。



URL : <http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/>

竹島に関するお問い合わせは

島根県総務部総務課竹島対策室 ☎690-8501 島根県松江市殿町1番地
TEL0852-22-6766 FAX0852-22-5911 E-mail: soumu@pref.shimane.lg.jp

島根県総務部総務課竹島資料室 ☎690-8501 島根県松江市殿町1番地
TEL0852-22-5669 FAX0852-22-6239 E-mail: takeshima-shiryo@pref.shimane.lg.jp

竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議 ☎690-0033 島根県松江市大庭町1751-13(島根青少年館内)
TEL0852-21-2818 FAX0852-21-2730